

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区奥戸4丁目2-2

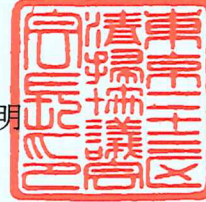
氏名 有限会社板越商事

代表取締役 板越 佑二郎

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第69条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和4年8月16日

墨田区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 山崎 孝明

記

- | | | |
|---|--------------|-----------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設 |
| 4 | 作業場所 | 墨田区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和3年4月1日 から
令和5年3月31日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。